

余市町シティプロモーション動画制作業務
公募型プロポーザル方式実施要領

令和8年3月

余市町総合政策部政策推進課

余市町シティプロモーション動画制作業務
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

余市町の魅力（ワイン産業、一次産業、自然環境、暮らし、人物）を国内外に向けて効果的に発信し、①豊富かつ魅力的な町産業資源のPR、②余市町ブランド価値の向上、③町民のまちへの愛着と誇りの醸成を図ることを目的として、戦略的なプロモーション動画を制作するものである。

2. 業務の内容等

業務名 余市町シティプロモーション動画制作業務

内容 「1. 目的」を達成するため、余市町が世界的に注目を集めるワイン産業を「メインコンテンツ」と明確に位置づけ、他自治体の観光PR動画とは一線を画す、高付加価値かつ物語性のある動画コンテンツを制作する。**（詳細は別紙「余市町シティプロモーション動画制作業務仕様書」のとおり）**

(1) 企画・構成

- ・プロポーザルでの提案内容を基に町と協議を行い、決定した内容を基に、動画の構成を作成する

(2) 撮影

- ・企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容も委託業務に含むものとする。
 - ①資料・素材の収集
 - ②肖像権や著作権について必要な手続き
 - ③出演者、出演料、撮影地への交渉・許可
 - ④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集・動画作成

- ・撮影した映像について効果的な加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本町による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。動画の内容については次のとおりとする。
 - ①季節ごとのワイン産業に関するコンテンツ（風景・歴史・製品・設備・醸造家の想い等）を必ず入れること。
 - ②音楽（BGM）、字幕（日本語・英語）、ナレーション、コンピュータグラフィック、イラスト等を必要に応じて適宜挿入すること。
 - ③観光誘客要素（観光地・産業・食資源・体験プログラム等）を取り入れること
 - ④日本人のみならずインバウンドに遡及できるインパクトのある内容とすること
 - ⑤ブランドストーリー性の高い構成とすること
 - ⑥余市町産ワインに関心の薄い層にも購買意欲を掻き立てられる内容とすること
 - ⑦スタビライズ機材・高画質機材・ドローン等の高度技術を取り入れること

成果品

長さ・本数・縦型横型・使用するPR素材数及び納品する映像は企画提案に基づく以下の成果品とするが、TVやYouTube等の一般視聴対応用とした「メイン動画」およびメイン動画を戦略的に切り出す等のSNSなどで活用可能な「短尺派生動画」の制作を必須とする。なお、撮影した動画素材については、業務期間中に随時納品すること。

(1) 映像のマスターデータ

MP4形式で(1920×1080(横撮り)、1080×1920(縦撮り)) 相当以上の解像度とすること
【必須制作動画(基本構成)】

①メイン動画

・歴史・テロワール・造り手の思想・理念を主軸とした映像作品

ア フルサイズ：1本(5分程度)

イ ダイジェスト版：1本(1分半～3分程度)

②短尺派生動画：計3～5本程度

ア 60秒版：1本(WEB・イベント上映用)

イ 30秒版：1～2本(SNS広告用、縦型活用想定)

ウ 15秒版：1～2本(SNS広告用、縦型活用想定)

(2) 撮影した動画素材一式

(3) サムネイル画像(用途別数点)

(4) 事業完了報告書(紙印刷2部、PDFデータ)

著作権の取り扱い

①本業務の実施により完成した映像及び撮影した全ての映像素材の著作権(著作権法第27条・第28条の権利含む)は、余市町に帰属するものとし、その利用及び再編集は本町において自由に行うことができるものとする。

②本業務の実施による成果品は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本町はその責任を負わない。

③受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

業務委託期間 令和8年契約日から令和9年3月12日(金)まで

委託上限額 8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

所管課 本業務の所管課は余市町総合政策部政策推進課とする。

3. 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。(余市町入札参加資格者名簿に登

録のない者は、競争入札参加資格審査申請手続きを済ませること。)

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限日において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 余市町暴力団排除条例(平成24年条例第19号)に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

4. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月16日(月)正午必着
- (2) 提出先 〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町26番地 余市町総合政策部政策推進課
(電話0135-21-2117)
- (3) 提出書類 参加表明書(第1号様式)
参加表明者概要調書(第2号様式)
法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(直近3か月以内のもの)
- (4) 提出方法 郵送のみ(特定記録、簡易書留又は書留とする。)

5. 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

6. 受注候補者の選定方法

- (1) 選定審査
参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められる者(以下「企画提案者」という。)は、「7. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、提出するものとする。
余市町は、受注候補者の選定にあたり、「余市町シティプロモーション動画制作業務委託選定審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、企画提案書等の内容を審査する。
- (2) 選定審査の方法及び評価基準
選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価(以下「評価点」という。)と見積額による

価格に関する評価（以下「価格点」という。）により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき審査会の各審査員が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員につき45点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

	評価項目	評価の着目点
1	実現可能性・妥当性	・業務の目的や内容を十分に理解した提案がなされているか ・必要な撮影・編集・人員体制が整っている提案がなされているか。
2	ブランド理解	・余市町のブランドを理解した提案となっているか。 ・町が求める目的と合致した提案となっているか。
3	クリエイティブの質	・映像表現（構成・演出手法等）が魅力的であるか。 ・他者と比較して独自性のある演出やアイデアがあるか。
4	実績・経験等	・類似業務等の実績、経験があるか ・実施体制が十分であるか（配置予定技術者の経験、能力等）
5	その他	・企画提案書とプレゼンテーションの整合性について ・プレゼンテーションのわかりやすさ、質疑応答の適切・迅速性 ・その他、業務全般に対する意欲が感じられるか

イ. 価格点

価格点は、見積額により算定する。

価格点の上限は、企画提案者につき10点とし、見積金額による配点の区分は公表しないものとする。

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点を企画提案者ごとに合計し、これに価格点を加算した合計（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計を審査員の数で除した点数が27点に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。

上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとし、余市町ホームページに掲載する。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

7. 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、企画提案書提出書（第3号様式）に添付して提出すること。
- (2) 企画提案書は、日本工業規格A列4版大（A4サイズ）の用紙を使用するものとし、様式は定めない。
なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。
- (3) 企画提案書に実施体制計画書（第4号様式）及び見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
- (4) 企画提案書は表紙を除き10ページ以内（添付書類を含む。A3判は5ページとする。）で作成すること。

8. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和8年3月18日（水）午前9時から
令和8年3月31日（火）午後3時まで
- (2) 提出先 「4. 参加表明手続き」に同じ
- (3) 提出書類
 - ア. 企画提案書提出書（第3号様式）
 - イ. 企画提案書（任意様式）
 - ウ. 見積書（任意様式）
 - エ. 実施体制等計画書（第4号様式）
- (4) 提出部数 正本1部、副本7部
- (5) 提出方法 郵送（特定記録、簡易書留又は書留とする。）
- (6) その他
 - ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
 - イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
 - ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。
 - エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。
 - オ. 企画提案書等は、選定に係る審査にあたり複製する場合がある。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、実施方法は次のとおりとする。

ただし、企画提案者の数が5者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね5者程度とする。

- (1) 実施日 令和8年4月8日（水）（時間は別途通知する。）
- (2) 場所 余市町役場3階301・302号会議室

- (3) 提案時間 30分以内とする。(提案者多数の場合は時間を変更する場合がある。)
- (4) 質疑応答 15分以内とする。
- (5) 参加人数 5名以内
- (6) その他
 - ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用できるものとする。
 - イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、原則として企画内容の追加、変更等は認めないが、企画提案に関連した動画の使用は可能とする。

10. 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メールにより質問書（第5号様式）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月13日（金）正午まで
- (2) 提出先 s.cyousei@town.yoichi.hokkaido.jp
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メールで回答する。

11. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

令和8年	3月	3日（火）	公募開始
		3月13日（金）	質問受付締切
		3月16日（月）	参加表明書提出締切
		3月18日（水）	提案書受付開始
		3月31日（火）	提案書受付締切
	4月	8日（水）	プレゼンテーション実施
	4月中旬		選定結果の通知
	4月下旬		契約締結（予定）

12. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合
- (4) 見積額が委託限度額を超えている場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

1 3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者とすることができるものとする。
- (10) 余市町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について余市町及び受注候補者が協議するものとする。